

維持修繕工事一覧表

表1 維持修繕費

県営住宅の区分	維持修繕費の上限額（単年度）	維持修繕費の上限額（5か年合計）
北部地域	63,644,000	318,220,000

表2 維持修繕工事

維持修繕区分	実施時期	修繕内容、団地名、住棟名	対象数	備考
一般修繕	経常	緊急修繕、経常修繕	全住棟	
退去修繕	経常	退去修繕、空家修繕	全住棟	
計画修繕		計画修繕、環境改善	全住棟	
ガス警報器取替え (法定)	R8年度	上野(4, 5, 6)、霞ヶ丘(1)	約500か所	<ul style="list-style-type: none"> ・法定年限による取替えのため、実施時期に示す時期に取替えを行うこと。
	R9年度	上野(7, 8, 9)、霞ヶ丘(2, 3)		
	R10年度	大安寺(1, 2, 3)		
	R11年度	町屋(16, 17, 19, 20, 21, 25, 26)、霞ヶ丘(4, 5)		
	R12年度	町屋(22, 23, 24)、上野(1, 2, 3)		
水道メーター取替え (法定)	R8年度	なし	約500か所	
	R9年度	町屋(A, 25, 26)		
	R10年度	大安寺(1, 2, 3)		
	R11年度	町屋(B)、上野(4, 5, 6)		
	R12年度	町屋(19, 20, 21, 22)、上野(7, 8, 9)		
水道メーター取付け	R8年度	大安寺(1, 2, 3)、町屋(16, 17, 19, 20, 21, 25, 26)	10か所	<ul style="list-style-type: none"> ・外部共用水栓用
その他修繕	指定なし	電気温水器※1、電磁調理器※2、ガス給湯器※3、照明器具※4 等	約1,300か所	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度「計画修繕実施計画書」により、承認を受けること。
		住宅用火災警報器の交換（未更新の住戸）		
		附帯施設に係る修繕（給水施設、排水施設、ガス施設、電気施設 等）		
		共同施設に係る修繕（集会場、児童遊園、自転車置場、駐車場、ゴミ庫 等）		
		保守点検業務により確認された県営住宅等施設の不具合に係る修繕		
		浄化槽から公共下水道への切り替えに伴う浄化槽の除却等		
その他、必要と認められるもの（県の指示によるもの 等）				

※1 電気温水器は、指定管理期間内で134台以上更新を行うこと。

※2 電磁調理器は、指定管理期間内で151台以上更新を行うこと。

※3 ガス給湯器は、指定管理期間内で50台以上更新を行うこと。

※4 蛍光灯照明器具は、指定管理期間内で259台以上をLED照明器具に更新を行うこと。

維持修繕工事一覧表

表1 維持修繕費

県営住宅の区分	維持修繕費の上限額（単年度）	維持修繕費の上限額（5か年合計）
南部地域	72,860,000	364,300,000

表2 維持修繕工事

維持修繕区分	実施時期	修繕内容、団地名、住棟名	対象数	備考
一般修繕	経常	緊急修繕、経常修繕	全住棟	
退去修繕	経常	退去修繕、空家修繕	全住棟	
計画修繕		計画修繕、環境改善	全住棟	
ガス警報器取替え (法定)	R8年度	杉の木台(9)、清水GH(1, 2, 3)、御幸(S5, S6)	約1,000か所	<ul style="list-style-type: none"> ・法定年限による取替えのため、実施時期に示す時期に取替えを行うこと。
	R9年度	杉の木台(1, 2, 3, 4, 5, 6, 12, 13)、清水GH(4, 5)、御幸(K1, T3)、北日野(1, 2)		
	R10年度	下荒井(1, 2, 3)、清水GH(6, 7)、御幸(K2, S1, S1', T1)		
	R11年度	社(1, 2)、杉の木台(7, 10)、御幸(A1, A2, K3, S2, T2)		
	R12年度	御幸(A3, A4, S3, S4)		
水道メーター取替え (法定)	R8年度	杉の木台(5, 6)、清水GH(1, 2, 3)、御幸(T2)	約600か所	
	R9年度	杉の木台(9, 12, 13)		
	R10年度	なし		
	R11年度	杉の木台(10)、清水GH(4, 5, 6, 7)、御幸(T3)		
	R12年度	下荒井(1, 2, 3)、御幸(S1')		
その他修繕	指定なし	電気温水器※1、電磁調理器、ガス給湯器※2、照明器具※3 等	約2,100か所	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度「計画修繕実施計画書」により、承認を受けること。
		住宅用火災警報器の交換（未更新の住戸）		
		附属施設に係る修繕（給水施設、排水施設、ガス施設、電気施設 等）		
		共同施設に係る修繕（集会場、児童遊園、自転車置場、駐車場、ゴミ庫 等）		
		保守点検業務により確認された県営住宅等施設の不具合に係る修繕		
		浄化槽から公共下水道への切り替えに伴う浄化槽の除却等		
その他、必要と認められるもの（県の指示によるもの 等）				

※1 電気温水器は、指定管理期間内で73台以上更新を行うこと。

※2 ガス給湯器は、指定管理期間内で168台以上更新を行うこと。

※3 蛍光灯照明器具は、指定管理期間内で148台以上をLED照明器具に更新を行うこと。